

相続士月刊メールマガジン 1月号 ～ その16～

相続士事務局です。第16回目のメールマガジンとなっています。
最後までご一読ください。

目次

1. 相続士オリジナル名刺の作成について
2. 中小企業の自社株評価について
3. 週刊朝日に弊社代表理事が掲載されました。
4. 事業承継税制について
5. 更新を迎える方へ
6. 相続士行動理念

1. 相続士オリジナル名刺の作成について

皆さんのお名前で「相続終活専門士」のオリジナル名刺が作成できるようになりました。
これは一部の相続士の方からご要望のあったもので、勤務先によっては

「「相続終活専門士」と資格名を名刺に入れることができない、何とかありませんか？」
というご要望に対応したものです。以下の通り相続協会事務局にご依頼いただければ1
か月あまりで皆様のお手元に到着いたします。有料ですが、高級感のある名刺ですので
作成いただければと存じます。

なお、名刺は有効期限が切れ更新手続きをされない場合は、ご使用できませんので破棄
くださいます様、よろしく願いいたします。

A. 名刺に書けるもの

○皆様のお名前 ○皆様の携帯電話番号 以上2点となります。

※デフォルトとして変更できないもの

住所は「相続終活専門協会」の住所である東京都千代田区紀尾井町4-1ニューオ
ータニガーデンコート8階という記載になります。固定電話やファックスも事務局
の電話番号である03-5210-1238、ファックス03-5210-1233となりますのでご了承
ください。

B. 枚数と料金（料金は税別です。ご注意ください）

2019年は以下の料金で名刺作成実施致します。

- 100枚 3000円
- 200枚 3500円
- 300枚 4000円

400 枚	4500 円
500 枚	5000 円
600 枚	5500 円
700 枚	6000 円
800 枚	6500 円
900 枚	7000 円
1000 枚	7500 円
1500 枚	8000 円
2000 枚	8500 円

配送料は一律 200 円（税別）となります。

※例えば、500 枚ご注文の場合、5,000 円+200 円=5200 円、消費税 8 %込みで 5,616 円となります。

C. 名刺作成の依頼

事務局あて、電話かメールをお願いします。その時に必ず

○認定番号 ○皆様のお名前フルネーム(フリガナ) ○携帯電話番号 ○必要枚数の 4 点をご記載ください。

お支払いは 別途コンビニ払いでお支払いをお願いします。

2. 中小企業の自社株評価について

争う族は死んだ後の問題ですが、死ぬ前の問題として、特に中小企業の経営者が最も気にしていることが自社株の問題です。

それでは自社株の問題とは何でしょうか？具体例を見てみたいと思います。

例えば 70 歳のお父さんがいます。この人は都内のある鉄鋼会社の会長です。この会長は 30 年前に自分で会社を興して、いまでは 300 億円の売り上げを誇る会社です。会長（当時は社長ですが）1000 万円を資本金として出資してはじめた会社でした。それから 30 年たって、業績は好調。65 歳を機に社長を長男に譲って会長として半分引退となりました。ところが 1000 万円の資本金で始めた会社ですが、資本金の額は変わらないものの、相続税法上の自社株の評価が税理士によると、400 倍である 40 億円となっているそうです。つまり、今、会長が今死んだら、長男など遺族に 40 億円の半分である、20 億円程度の相続税がかかるかと税理士に言われてしまいました。さて、会長や長男は頭を抱えてしまいました・・・

このような話は儲かっている会社では良くあること。資本金が 1000 万円でそれが相

続税法上の株価が 400 倍というのはそうたくさんある話ではありませんが、10 倍程度になっている事例は世の中に本当にたくさんあります。「自分が死んだら子供たちが相続税を支払えない・・・」「相続税を払えないから会社をつぶすしかない・・・」

このような声にこたえて、国は「事業承継税制」という税制を毎年グレードアップさせています。

どのような税制かという「今から 5 年以内に都道府県に事業承継税制を使うと手を挙げて、10 年以内に事業承継すれば自社株に係る相続税や贈与税の納税を半永久的に猶予するよ」という制度です。

半永久的にというのがミソで国が指定する条件を満たす限り税金を払わなくていい、という制度です。毎年この国が指定する条件というのが緩和されて今では非常に使いやすい制度になりました。

※以前は雇用条件などがあり、後継者がリストラしたりすると納税の猶予がなくなり、猶予された相続税を支払わなければならないなどのデメリットがありました。今はそのデメリットはありません。

これが非常に大まかですが事業承継税制や自社株問題となります。

しかし一般的には語られていないものの、この事業承継税制も大きなデメリットがあるのです。ここまでの話を理解できた方はぜひ、この後の 4 に続く記事を読んでいただければと存じます。

3. 週刊朝日に弊社代表理事が掲載されました。

12 月 25 日発売の週刊朝日 1 月 4 日—11 日合併号の相続特集に掲載されました。遺言の必要性を訴えている内容です。よろしければご覧いただければと存じます。

4. 事業承継税制について

2 の「中小企業の自社株評価について」を読んでいただいた後、この記事を読んでいただくとより理解が深まると思います。

<http://egonsouzoku.com/magazine/132.html>

この記事は相活協会で運営するサイト、遺言相続ドットコムに記載されています。

中小企業経営者に話題の事業承継税制について「資産税の大家」である田中先生からの寄稿です。

「事業承継税制は結局のところ株価対策は必要」

毎年「改善」されている事業承継税制ですが、あまり知られていませんが結局のところ、自社株の株価を下げる、所謂「株価対策」は必要です。それでは簡単に説明していきましょう。

まず、事業承継税制の注意点として言われていることの一つに「後継者以外の相続人への配慮が必要」ということが挙げられます。その中でもつい見落としがちで、でも大変重要なことは「後継者以外の相続人の相続税はどうするか？」という問題なのです。

相続税が他の税金と大きく異なるのは、自分が受け取った財産で税率が決まるのではありません。「亡くなった方の総財産で税率が決まる」ため、相続税自体は納税猶予される自社株も加味された総財産額をベースにした“高い税率”で算定されるのです。

後継者は事業承継税制により納税が猶予されますので「悪い話ではない」ものの、後継者以外の方は“自分が受け取っていない財産も含めて計算された高い税率”を乗じた高い金額の相続税を納付することになります。

そのため、他の相続人のことを考慮せずに事業承継税制を適用すると「後継者はいいいけれど、他の相続人は結局高い相続税を支払う」羽目になります。よって、事業承継税制を適用する前に株価対策をして相続財産全体を縮小することは今まで通り必要となるわけです。

皆様も事業承継税制を使おうとする場合、このポイントに注意していただければと思います。

5. 更新を迎える方へ

相続終活専門士の合格第一号が出てから一年が経過いたしました。

皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

年間更新料は本来 500 円×12 か月＝6,000 円（税別）でしたが、当面の間 50%オフにし、250 円×12 か月＝3,000 円（税別、税込みだと 2019 年は 3,240 円）にいたします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、事務局(03-5210-1233 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

皆様のお手元には①口座自動引去の用紙、②返信用封筒、③更新チラシが送付されますので、①の口座引去りの用紙にご記入の上、②の返信用封筒で投函ください。

①の書類が確認できましたら、2018年度の会員証を郵送いたします。

※なお、ご希望の方には年会費の銀行振り込みでの更新も対応いたします。ご希望の方は協会へご一報ください。

6. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp